渡邉有希乃氏博士学位申請論文審查報告書

博士学位申請者 渡邉 有希乃

学位申請論文題目名『日本の公共工事調達と「競争」

――工事事業者の決定を巡る行政運営の合理性』

論文書式 A4 横書き(40 字×30 行)、目次 4 頁、本文・脚注 123 頁、参考文献 12 頁、 関連資料 19 頁。

受理決定日 2021年6月23日

審査委員

主查 縣 公一郎 早稲田大学政治経済学術院教授(行政学)

(Dr. rer. publ.(シュパイアー行政大学院))

副查 稲 継 裕 昭 早稲田大学政治経済学術院教授(行政学、地方自治)

(博士(法学)京都大学)

副查 久 米 郁 男 早稲田大学政治経済学術院教授(比較政治経済学)

(Ph.D.(Government)コーネル大学)

副查 伊 藤 正 次 東京都立大学大学院法学政治学研究科教授

(行政学、地方自治)

(博士(法学)東京大学)

最終口頭試問日 2021年6月27日 15:00-16:30 Zoom 会合

早稲田大学大学院政治学研究科

1. 論文の構成

本論文は、序章、及び第1章から第7章の8章を以て論述されている。その 構成は以下のとおりである。なお、章、節、項までを示し、それ以下に当たる部 分の表示は割愛した。

序章	1
第1章 日本における公共調達制度改革とその背景	
1.1. 日本の公共調達:現行制度の概要	4
1.2. 日本の公共工事調達制度の変遷:	
制度運用の基礎づけから調達制度改革	革まで 5
1.2.1. 明治会計法の制定と指名競争入札の 90 年	5
1.2.2. 制度改革(1):ゼネコン汚職騒動と一般競争入札原則へ	への回帰 7
1.2.3. 制度改革(2): 一般競争入札の広がりと総合評価落札フ	方式の導入 9
1.2.4. 示唆	11
1.3. 研究の問い	12
1.3.1. 改革後の状況	12
1.3.2. 問いの提示	13
第2章 先行業績の批判的検討	
2.1. 土木建築部門のレントシーキングと競争制限	14
2.1.1. 政・官・業の癒着構造に着目した説明	14
2.1.2. 官民関係に着目した説明	15
2.1.3. 談合史研究からの示唆	17
2.1.4. 小括	18
2.2. 市民の全体利益と調達・入札制度の設計	19
2.2.1. 共有された規範	20
2.2.2. 制度設計と調達のアウトプット	21
2.2.3. 事務コストをめぐる論争	23
2.2.4. 小括	24
2.3. 制度をめぐる二つの意思決定過程と三種類の合理性	24
2.3.1. 合理的選択制度論	25
2.3.2. 組織の経済学と限定的合理性	27
2.3.3. 「不合理な帰結」への注目	31
2.3.4. 小括と考察	32
2.4. 本研究に対する示唆	36
2.4.1. 先行業績の展開のまとめ	36
2.4.2. 本研究が採用する視角	36
第3章 分析枠組の検討と提示	
3.1. 意思決定活動としての公共工事調達	39
3.2. 意思決定の取引費用	40
3.2.1. 取引費用としての情報コスト	40
3.2.2. 意思決定論の展開からの示唆	41
3.2.3. 本人代理人理論からの示唆	42
3.2.4. 小括	42
3.3. 分析枠組	43
3.3.1. 事業者選定の取引費用	43

332 意	競争入札は万能薬か	44
		47
		11
		49
		49
		50
		51
	た草におりる機能税座 先行研究の見解:競争に対する「ダブルスタンダード」な態度	
-		52
		53
		53
-		54
		54
	· -	56
4.4.1. 7		56
		58
		60
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		63
	本章における結論 +₹☆	73
4.5.1. 新		73
	欠章に引き継がれる問い	73
	: 参入要件の設定を通じた応札数の抑制 た	7.
	本章における問い 関連が1574ましません 5574 (1987)	75
* * *	周達制度改革と入札の顕在的競争性	75
	た行研究の見解と導かれる問い 1 京 2 1 1 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	76
	本章における検討視座 14.5元では、2.5元では第二次 1.5元では、2.5元では	77
-	た行研究における取引費用の位置づけ	77
•	事務コスト論争を乗り越えるための「情報コスト」概念	78
	里論的な検討	79
	テ政組織による参入要件設定の実際 - 5888年 - 1887年 - 18874 - 1	79
	「問題の逐次的処理」戦略としての参入要件設定	79
		80
_		81
-		81
		84
		85
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	89
	1 1 2 2 3 1 B B B B B B B B B B B B B B B B B B	90
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	90
		91
	地方自治体における最低制限価格制の利用	
6.1. 4	本章における問い こうしゅう こうしゅう こうしゅう	93
		94
-	214 (71) 2	94
6.2.2. 5	分析枠組:品質追求にかかる情報コスト	96
6.3. 理	里論的な検討	97
631 3	よたつの制度と手続的合理性	97

6.3.2. 成立条件	98
6.3.3. 各コストの特徴	100
6.3.4. 仮説	101
6.4. 実証的な検討	102
6.4.1. 制度運用規定のバリエーション	102
6.4.2. データセット	104
6.4.3. 仮説 1 の検証	105
6.4.4. 仮説 2 の検証	106
6.4.5. 分析のまとめと解釈	111
6.5. 本章における結論	112
6.5.1. 結論とインプリケーション	112
6.5.2. 限界	113
第7章 結論	
7.1. 実証分析のまとめ	115
7.2. 研究全体の結論	117
7.3. 示唆	118
7.4. 本研究の限界と今後の課題	122
参照文献リスト	124
付録	136
初出等一覧	154

2. 論文の概要

本論文は、日本の公共工事調達制度運用に認められる競争制限性について、一般的にはこれに関する批判的論議が展開される中で、むしろその機能上の利点を明らかにしようと試みるものである。ここでは、かかる調達制度運用の具体的側面を三つ採り上げ、独自のデータ収集とアンケート調査を通じて、実証的考察が展開される。その結果、競争制限的な制度運用は、事業者選定に関わる情報コスト削減をもたらし、工事調達における低価格・高品質の両立的追求に貢献しうることが議論される。その概要は、以下の通りである。

論文全体の概観を示した序章に続いて、第一章では、近年の調達制度改革の展開を整理し、現状を分析して、上記の問題設定を明確にしている。元来、日本における公共調達では、法令上は、価格競争方式の一般競争入札、及び落札価格上限拘束としての予定価格制が原則となっている。しかし長らく、例外規定としての指名競争入札が主として利用されてきたため、1990年代の改革において、原則としての一般競争入札に回帰し、更に、価格に加えて品質要件をも加味した総合評価方式が導入された。これは、低価格において高品質を実現するという公共調達本来の目的の達成を、競争の充実によって図ろうとする改革であった。しかし現実には、第四章以降でその具体例に言及するように、競争制限的制度運用が依然として活用されている。そこで本論文では、改革後もなお競争制限的制度運用が維持されてきた背景を考察するため、かかる制度運用が「政府による工事調達の活動においてどのような合理性を持つのか」という問題設定に至っている。

第二章では、関連する先行業績を渉猟し、本論文の分析視座設定に向けた整理を行っている。調達制度を扱う先行研究の特徴として、競争制限的制度運用の背景を、土木建築部門の部分的利益の観点から解明する立場、市民の全体利益を求めて経済的利益の最大化の観点から議論する立場、少なくともこれら二つが弁別されるとする。さらに他方では、制度一般を合理性の観点から検討する先行研究を概括した上で、合理的判断による制度選択という観点と、制度運用による合

理性向上という観点の区別が、重要と指摘する。いわゆる制度論の立場が、制度 選択はアクターの自己利益最大化を前提として行われる、という実体的合理性 の観点を持つのに対し、いわゆる意思決定論の立場は、目標追求にかかる複雑な 過程を克服するための制度運用を重視して、手続的合理性の側面を強調してい る。本論文では、調達制度を扱う先行研究の多くが主には前者の観点を有すると 整理し、本論文の問題設定について、後者の観点から解明される可能性を指摘す る。これにより、本論文の分析が意思決定論に依拠し、競争制限的制度運用が低 価格で高品質な工事を調達する複雑な過程の克服に関連する、という視座の措 定が提案されている。

その上で第三章では、公共工事調達を意思決定論の視座から捉える際の分析 枠組が検討され、提示されている。公共工事調達を工事事業者決定に向けた行政 組織における意思決定過程と捉えた場合、低価格・高品質の最適バランスを得た 工事事業者を無数の候補から選択する作業は、膨大な情報コストを要請する。他 方、限定的合理性を前提とする意思決定論の立場からは、この事業者選定の過程 では、何らかの制度設計の機能により情報コストが削減され、最適ではないにせ よ満足のゆく選択が為されている、と想定される。これについて、事業者選定を 競争入札に依ることそれ自体も情報コスト削減に寄与すると想定されるが、そ れは必ずしも、情報コストの完全な解決をもたらすとは限らない。入札評価基準 の設計は行政組織自身が担うという現実的背景を加味すると、競争入札を利用 しても依然として、価格と品質両面でのバランスを図る際の情報コストについ ては、行政組織が負担する必要が残されるためである。そこで本論文では、価格・ 品質の両価値を扱いつつ事業者選定を行うことの情報コストに、行政組織はど のように対処しているのか、という論点に、具体的関心を集約させる。この論点 への解答は、続く三つの章での分析結果を待って得られるものとされるが、析出 された解答をこの時点で提示すれば、競争制限的な制度運用が、この残された情 報コストを削減するための戦略として機能している、とされている。

第四章から第六章では、日本の公共調達における競争制限的要素として、競争 入札における落札価格の上下限基準設定、入札参入要件設定による応札数の事 前抑制、及び最低制限価格制を一章ずつにて採り上げて、それぞれ章ごとの問い かけを設定し、理論的検討を行った上でそれを実証的検討に付し、考察を展開し ている。第四章では、「落札価格の上下限設定に関して、公共工事の事業者選定 を競争入札に頼りながらも、落札価格に上下の基準を設けて制限する運用を行 うことには、どのような意味があるのかしという問いを設定している。まず理論 的検討として、情報コスト削減に資する意思決定のモデルとしての「満足化」戦 略、つまり、追求する価値のそれぞれについて満足できる基準を予め設定し、そ れを満たす選択肢が見つかった時点で探索を停止する、という方法が着目され る。実際の制度運用では、競争入札による事業者探索結果が予め措定された上下 限基準内に収まる限り、その結果を信頼し落札決定とする判断が為される。これ について本論文は、予定価格を価格に関する満足水準、下限価格を品質に関する 満足水準と捉える中で、かかる制度運用を満足化戦略の方法に符合するものと して解釈する。これにより仮説として、「落札価格に上下限を設ける運用は、行 政組織による工事事業者選定の過程を『満足化』の方法に従ったものにすること を促し、適切な価格・品質水準を追求することに関わる情報コストを削減してい る | が設定される。これに関わる実証的な検討としては、国の機関と地方自治体 合計 323 箇所の工事調達担当者を対象に、「公共調達制度の運用・意義・業務量 に関する調査 | と題したアンケート調査を 2019 年末から 20 年初にかけて実施 し、自治体からは 75%、全体で 34%の回収率でデータ集約に成功している。こ

こでは、担当者が価格・品質水準の点検作業のために負担する時間的コストに着目して情報コスト量が測定され、分析の結果、両基準価格の援用がその削減に寄与している様子が示唆された。以上により、上記の仮説の確からしさが支持されるものと結論付けられている。

第五章では、第二の要素である入札参入要件設定による応札数の事前抑制を 採り上げ、「公共工事入札における応札数抑制は、行政組織による工事事業者選 定の活動にとってどのような意味を持つのか | という問いかけを行っている。こ の背景は、より多くの事業者間での競争が調達結果の経済性を高める、という点 が先行研究では示されてきた一方で、日本では、発注者としての行政組織が事業 者の入札参入要件を設定し、応札を限定する運用を行っている点にある。ここで の理論的検討では、情報コスト削減に資する意思決定モデルとして「問題の逐次 的処理 | 戦略が着目される。ここでは、参入要件が事業者の施工能力に基づいて 設定されている現状に鑑みれば、この運用は、価格と品質の両面を考量する上で、 まずは参入要件を通じて品質水準を満足させ得る事業者を見つけ出し、その上 で競争入札を通じた経済性追求を行い、価格水準をも満足させ得る事業者を発 見する、という、まずは品質、次に価格という逐次的判断を意図している、と解 釈可能である。従って、参入要件設定がもたらす応札数抑制下では、事業者選定 の情報コスト削減が叶っていると考えられる。よって上記の問いに関しては、 「公共工事入札における応札数抑制は、その背後で『問題の逐次的処理』の戦略 が採られていることを意味し、よってこのとき、低価格・高品質を目指した事業 者選定の情報コストは削減されている | との解答が用意される。この実証に関わ る具体的仮説としては、①参入要件設定を厳しく行うほど応札数が抑制される、 ②応札数抑制時には再度入札の発生確率が上昇する一方、低入札価格調査の発 生確率は低下する、③再度入札が事業者選定に掛かる取引費用を増加させる効 果の方が、低入札価格調査のそれよりも小さい、これら三点が設定された。ここ で再度入札・低入札価格調査の両者が着目されたのは、これらがそれぞれ、価格・ 品質水準の追求に関わる情報コストの増大を代弁する現象として捉えられるた めである。以上について、国土交通省地方整備局発注工事の入札結果データ、及 び国土交通省直轄工事契約関係資料を用いて 2005 年から 2018 年度を対象とす る 11 万件以上のデータセットを作成し、計量分析を施した結果、各仮説は支持 された。これを踏まえ最終的には、競争入札における応札数抑制は、まずは品質・ 次に価格という逐次的処理を意図した参入要件設定を背景に発生して居り、こ れは確かに、事業者選定に掛かる情報コストの削減をもたらしている、という結 論が提示されている。

そして第六章では、最低制限価格制を採り上げている。これは地方自治体においてのみ運用される方式である。ここでは、「日本の公共工事調達におけるローアーリミット運用としての、低入札価格調査制・最低制限価格制という二つの制度的選択肢について、特に最低制限価格制を利用することにはどのような意味があるのか」と問われている。この背景は、低入札価格調査制は、リミットを下回る入札が落札候補となった場合、品質担保のために事業者の施工能力に関する追加調査を行って、最終的な落札の可否を問うものであり、他方、最低制限価格制は、リミットを下回る入札を無条件で失格とするものであり、後者は前者に比べ、発注者にとっての経済性の面で不利である、という点にある。前者では低価格落札が実現するものの、品質維持に関わる施工能力調査への業務コストが発生し、他方、後者では、落札価格の上昇をみるものの、無条件失格という対応によりコストをかけずとも品質追求が可能となる。こうした考量から、理論的な手続合理的制度運用として、①大幅な低価格落札が見込まれる大型案件には低

入札価格調査制を用い、それ以外の案件には最低制限価格制を用いる、②業務リソースに乏しい発注者ほど、低入札価格調査制利用をより大型の案件に限定し、最低制限価格制利用を優先する、と措定される。これらに関し実証的には、都道府県・政令指定都市・中核市・その他庁所在市合計 130 地方自治体における制度運用規定の観察を通じて、実際の制度運用が上記と整合することの検証が試みられている。具体的には、上記 130 自治体が公開する制度実施要綱等を総覧した発注者ベースのデータセット、及び電子情報システム等にて網羅的データ取得が可能であった三県・四市に関して、2019 年度の工事入札結果データによる案件ベースのデータセット、これらの整理により、計量分析が行われた。その結果上記二点は支持され、「低入札価格調査制に代えた最低制限価格制の利用は、特にリソースに乏しく情報処理能力に不安のある発注者に対し、品質水準の追究に掛かる情報コストの削減を通じて、低価格・高品質の実現を目指した事業者選定過程の手続的合理性の向上をもたらしている」との結論が導かれている。

最後第七章では、第四章、第五章、第六章において展開した各制度運用に関する議論を総合して、「競争制限的と評されてきた日本の公共工事調達制度運用も、事業者選定の過程で行政組織が負担する情報コストについて、その削減に貢献している」との判断が提示されている。これにより最終的には、「日本の公共工事調達に見られる、競争原理と矛盾した制度設計・競争制限的な制度運用は、事業者選定にかかる情報コストの削減を通じて低価格・高品質の両立的追求に貢献し、公共工事調達に関する行政運営上の合理性を高めている」との結論が導かれる。ここに、本論文が掲げた「競争原理と矛盾した制度設計・競争制限的な制度運用は、政府による工事調達の活動においてどのような合理性を持つのか」という問いに対する解答が提示されている。これらの解答導出では、第一章における問題設定、第二章における先行研究の批判的検討と論点抽出、第三章における分析枠組の検討と分析論点の提示、これらに基づいて具体的な論点を対象とした第四章から第六章における理論的・実証的検討、そしてそれらを総合した第七章での結論提示、これらの一貫した論理構成を通じた論述が示されている。

3. 論文の特色と評価

本論文の独創性、及び特筆すべき学術的貢献としては、次の諸点が考えられる。 まず、行政組織における公共工事調達制度に関し、制度選択における合理性と制 度運用における合理性を弁別し、後者に議論の焦点を当てて、制度運用が如何な る意味において合理的に運用されているのかという論点を明確に考察した点に、 大きな独創性を見出すことが出来る。行政組織における制度運用は、ハーバー ト・サイモンが指摘した限定的合理性の下で展開され、手続的合理性の観点から 解釈され得る。本論文は、この手続的合理性の観点に着目し、予定価格を価格に 関する満足水準、そして下限価格を品質に関する満足水準と捉える中で、それら 両水準を満たす選択肢が見つかった時点で探索を停止するという満足化、入札 数の抑制によって潜在的応札者が実現し得る工事品質の最低水準を担保した上 で、次の段階として顕在的応札者の中から入札価格競争に基づいた落札者を決 定するという問題の逐次的処理、そして地方自治体における品質追求手法とし ての最低制限価格制の利用、かかる戦略が公共調達制度において持ちうる意義 を明確化して、それぞれ事業者選定に関わる情報コストの削減をもたらし、低価 格・高品質を目指した事業者選定過程の手続的合理性を高めていると指摘して いる。本論文は、日本における公共工事調達制度を詳細に分析することにより、 満足化と問題の逐次的処理という手続が価格と品質両側面の均衡を図り得る、 という点を析出し、当該分野に関して行政組織における制度運用の手続的合理

性の持つ意義を明確にした点で、学術上大きな貢献を為していると判断される。 第二に、当該制度運用のうち、落札価格に対する上下限基準の設定、参入要件 の設定を通じた応札数の抑制、及び最低制限価格制の利用の三側面を採り上げ、 独自のアンケート調査と、独自のデータ収集・処理を以て、実証的に考察した点 に、新規性が見出される。上述の通り国と地方自治体の工事調達者を対象として 実施したアンケート調査では、公正・良質・低価格・適時性という 4 つの目標 と、総合評価落札方式・予定価格制・最低制限価格制・低入札価格調査制という 4 つの方式との関係に関して、問いかけている。その結果、調達実務担当者が、 落札価格の上下限設定の手続そのものが低価格と高品質の追究に資する基準と 理解している点、他方、そのような制度が存在しなければ、行政組織は価格と品 質の両面を追求するための別の手立てを持ちえない点、それ故に、上下限基準を 設定してそれを満足する場合のみを検討対象とすることで情報コストが削減さ れ得る点、これらを明確にした。この点は、回答数と範囲に限定性があるものの、 実務担当者の制度理解に関して実態に即した分析を実現したという意味で、貴 重な貢献である。更に、上述の通り国土交通省のデータソースから 11 万件以上 のデータを収集・処理して、参入要件設定と応札数の関係に関しては参入要件の 等級数に、応札数の変化と低価格調査制度導入の関係に関しては入札回数に、そ して再度入札と低価格調査制の比較に際しては入札開始から契約完了までの日 数に、それぞれ着目して分析を展開した。十分に広範なデータを対象とした計量 分析によって、応札数の抑制が、逐次的処理に基づく事業者選定を背景に、当該 意思決定過程における手続的合理性の向上に繋がっている、という点を実証的 に確認したことは、高く評価される。加えて、130の地方自治体に関して、低入 札価格調査制と最低制限価格制の運用規定をそれぞれ精査し、制度運用の一般 的類型化を抽出した上で、7つの地方自治体に関して、抽出した類型ごとの事例 として適合させながら、案件数と発注者数に焦点を当てたデータセットを構築 し、分析している。その結果、低入札価格調査制と最低制限価格制が併用される 場合には、事業の金額規模が大きい場合に前者を用いる傾向があり、その判断を 分ける金額規模の閾値が、発注者が有する財源に依存している、ということを析 出した。この点は、調達実務者が制度運用に当たる際の判断基準を具体的に提示 した点で、重要な貢献と評価できよう。

そして何よりも、日本の公共工事調達制度の分析と評価という観点で、これま での論議を補完し得る論点を提示したことは、極めて重要である。つまり、本論 文は、結論として、「競争原理と矛盾した制度設計・競争制限的な制度運用は、 事業者選定にかかる情報コストの削減を通じて低価格・高品質の両立的追求に 貢献し、公共工事調達に関する行政運営上の合理性を高めている | 可能性を示唆 している。日本の公共調達一般では、歴年の制度改革が為され、より競争促進的 要素が強められ、実際の制度化も進展してきた。その一方で、公共工事調達にお いてなぜ競争制限的要素が残存しているのか、かかる基幹的疑問に対し、先行研 究では、公共工事の関連アクターが互恵関係を維持する試みを展開する中、競争 制限的要素が構造化した、という見解が見られた。これに対し、本論文は、先行 研究をアクター関係分析と公共調達の歴史の観点から批判的に検討した結果、 むしろ事業者選定過程における情報コストに着眼し、入札の時点における低価 格と高品質の両立という論点に、解答を見出そうとした。この貢献は、日本にお ける公共調達制度の更なる評価と改革という点で、今後の論議において一つ補 完的論点を提示している。こうした意味において、本論文が指摘した入札におけ る競争制限的要素と価格・品質の両立、という視角は、日本の公共調達制度に関 する研究に対して、重要な役割を果たす可能性があるだろう。

以上の論述全体は、記述量として妥当と判断され、学術的貢献、独創性、そして新規性の点で高く評価出来、十分な出版可能性を保持している一方で、最終口頭試問を通じた結果、少なくとも以下の観点で、本論文が今後克服すべき課題が見出された。

第一に、入札後の工事実態の評価との関係へと如何に議論を展開するのか、という観点が課題となる。本論文では、公共工事調達入札時における価格と品質の両立という観点で分析が為されたが、実際に当該工事が実施された後には、想定されていた品質が確保されていたのか、それらが落札価格との関係でどのように捉えられるのか、これらの議論へと発展させる必要があるだろう。口頭試問において、この点が指摘された。これへの返答として、IRI(国際ラフネス試数)の援用可能性が提示された。これは、一定区間の道路舗装の損傷を計測するもので、道路補修の必要性に関する指数である。これを用いて、公共工事実態の評価が可能となり、議論は、行政組織内に留まらず、社会との関連を持ち得る。加えて、現実の制度として、政策評価、行政監察、会計検査等の評価結果が示されている。これらの中から、今回関連した事例に関して、何らかのデータを抽出し、対照するという分析が為されれば、意思決定過程における手続的合理性が、政策実施過程における実際の成果と如何に連関するのか、政策研究における一貫した視座設定に繋がり得るだろう。

第二に、独自に収集・整理したデータの頑健性を如何に検証し、高めていくのか、この点が課題である。まず、本論文では、公共調達に関して公共工事に限定して議論を進め、関連する所轄の国と地方自治体を対象とした担当者アンケート及びデータソースの処理に携わった。一般的調達規模として、公共工事に着目したことは、一定の説得力があるが、他分野での公共調達、例えば物品調達等を視野に入れ、今回の議論を発展させ、検証する必要があろう。加えて、今回のデータ収集手法それ自身においても、さらに改善される可能性がある。データ収集において、情報コストを計測するために、案件数、発注者数、入札回数、入札開始から契約完了までの日数といった変数に着目して整合的データ集約を行い、分析が為された。特に契約完了までの日数には、単純に顕在日数のみならず、その背後にある情報収集の物理的・時間的コストが内包される可能性があり、有意義な操作化であると判断されるものの、公共調達である以上、財政統計を用いた操作化の可能性も想定され得、それによる新たな研究成果も期待される。

第三に、本論文の研究視座を如何に展開させるかに関する方向性の問題である。本論文で採り上げた公共調達における競争制限的要素は、そもそも日本に固有の現象であるのか、或いは、国際比較が可能であるのか。この点に関し、本論文中では、EU における公共調達に際した価格と品質の論議への言及が見られるが、更に射程を広げて、日本における状況を国際的に相対化し、検証していく必要があるだろう。加えて、行政組織に対する実際の制度選択と本論文における視座との関係を、如何に捉えるべきであろうか。一定の制度選択は、行政にとって外在的に行われる場合が多い。こうした制度選択の実態と、本論文で展開されてきた議論を如何に接合していくのか、という問題である。本論文では、制度運用において実現されるべき観点を手続的合理性として議論し、制度選択において実現されるべき実体的合理性とは切り離すことが、論文としての整合的議論に奏功した。しかし、新たな制度が選択される際の合理性とは何か、この方向での検討も必要となるのではないだろうか。

以上の指摘が可能ではあるものの、これらの論点は、本論文が展開した議論を さらに発展させるためのものであり、本論文の分析から得られた結論の妥当性 や本論文の学術的意義を、聊かも減ずるものではない。

4. 結論

本論文は、日本おける公共工事調達に見られる競争制限的要素が持ちうる機能上の利点を、行政組織の意思決定過程における限定的合理性の側面から捉え直し、公共調達の一般論に補完的な論点を提示している。その際、制度運用における手続的合理性に関する理論的検討から導き出された具体的観点を、独自のデータ取得・整理により実証的に分析し、結論を析出して居り、非常に優れた研究と評価される。本論文において展開された研究内容は、行政学分野における公共調達、及び意思決定論の研究に興味深い理論的貢献を果たして居り、その議論の独創性は大いに評価できるものである。よって、審査委員全員は、これらの学術的貢献を高く評価し、本論文が博士(政治学)の学位を授与するに相当である、と全会一致を以て判断する。

2021年7月06日

主查 縣 公一郎 早稲田大学政治経済学術院教授(行政学)

(Dr. rer. publ.(シュパイアー行政大学院))

副查 稲 継 裕 昭 早稲田大学政治経済学術院教授(行政学、地方自治) (博士(法学)京都大学)

副査 久 米 郁 男 早稲田大学政治経済学術院教授(比較政治経済学) (Ph.D.(Government)コーネル大学)

副查 伊 藤 正 次 東京都立大学大学院法学政治学研究科教授

(行政学、地方自治)

(博士(法学)東京大学)